

令和2年度 スポーツ庁委託事業 スポーツ・インテグリティ推進事業  
「スポーツ団体のガバナンス強化の推進」

一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構 主催  
スポーツ・インテグリティ基礎研修会  
～スポーツの価値とスポーツ人を守るために、2021年夏に向けて～

質疑応答集

1	<p><b>Q.「外部理事の定義」について、最初に理事になる際に関係性がなければよいと聞いたが、4年も理事を行うとかなり初期の頃と変わってしまい、外部理事の有用性が失われるのではないか。</b></p> <p>当該団体や傘下団体の役職者や幹部職員、国際レベルの選手や全国レベルのコーチ以外の人々が想定されている。スポーツ庁のガバナンスコード（NF向け）原則2の補足説明（16～17ページ）に詳しい定義があるので、是非、読んでいただきたい。4年に限定する必要までは無いと思うが、外部理事についても新陳代謝を図ることが望ましいと考えられる。</p> <p>【回答者：副代表理事 上柳 敏郎】</p>
2	<p><b>Q.スポーツ・ガバナンスコードの策定と報告は、スポーツ団体の義務となっているか。あるいは強制力はあるか。中央競技団体、一般スポーツ団体それぞれどこに報告するべきか。</b></p> <p>中央競技団体については、毎年ガバナンスコードへの適合状況について自己説明と公表をし、4年ごとに統括団体による適合性審査を受け、その審査結果がスポーツ庁や統括団体で構成される「円卓会議」に報告される。今後、適合状況が補助金交付等の際に勘案される可能性がある。一般団体については、補助金申請をしない場合は、自己説明や公表をしなくとも不利益は生じない。しかし、ガバナンスコードへの適合状況を自己点検することは、自らの団体や関係者のためにも有益であり、社会的責任を果たすことでもある。</p> <p>【回答者：副代表理事 上柳 敏郎】</p>
3	<p><b>Q.「理事の在任期間」について、法人化以前は年数に入らないという特例がある。そうすると、法人化前からの理事長や理事が20年、30年以上といったこともできてしまうが、どのように考えるか。</b></p> <p>ガバナンスコード導入にあたっての経過措置的な意味ではやむをえない側面があるが、新陳代謝に努めるのが望ましい。後継者の育成は、団体やリーダーの責務である。</p> <p>【回答者：副代表理事 上柳 敏郎】</p>
4	<p><b>Q.ガバナンスコードに強制力はないが、遵守していないければ助成金に影響するのではないか。</b></p> <p>中央競技団体については、毎年の自己説明や公表そのものを行わなかったり、適合性審査において不適合と判断された場合には、競技力向上費用助成金（いわゆる強化費）の交付などに影響がありうる。一般スポーツ団体については、日本スポーツ振興センター（いわゆるtoto助成）について、令和3年度分から、団体が自己説明・公表を行っていることが、新しく申請要件として追加された。国のその他の補助金や、地方公共団体の補助金でも今後、自己説明や公表を行っていることが申請の要件として追加される可能性がある。</p> <p>【回答者：副代表理事 上柳 敏郎】</p>
5	<p><b>Q.「外部理事会」について、2年毎の改選で新しい理事が生まれるが、人選は会長推薦、副会長推薦のような内部からの推薦、互選であり、皆が同じスポーツを行う人である。外部理事は、どのように選ぶのが一般的なのか。</b></p> <p>スポーツ庁のガバナンスコード（NF向け）原則2の補足説明（16ページ）は、役員候補者選考委員会を設置し、その構成員に有識者を配置することが求められると指摘している。統括団体や、スポーツ法学会、各地の弁護士会等に相談することも一つの方法である。</p> <p>【回答者：副代表理事 上柳 敏郎】</p>
6	<p><b>Q.国内スポーツのインテグリティがないのは、地方行政が、法人格もないスポーツ団体に補助金を支出していることではないか。法人格を持っていない団体は、金銭の明朗性の証明は出来ないと考える。</b></p> <p>法人格が無い場合でも、帳簿の整備や外部専門家による点検は必要である。法人格がある場合は、法律により帳簿の整備や監査が義務付けられており、その意味からも法人格の取得が望まれる。</p> <p>【回答者：副代表理事 上柳 敏郎】</p>
7	<p><b>Q.「スポーツ団体のガバナンス」について、分かり易い解説本はあるか。</b></p> <p>スポーツ庁のガバナンスコードは、良く考えられた文章なので熟読が望まれる。スポーツガバナンスという言葉を書名に含んだ解説書もいくつか出されている。それぞれ特徴があるが、いずれも有益と考えられる。</p> <p>【回答者：副代表理事 上柳 敏郎】</p>
8	<p><b>Q.(問題を)自組織で解決していくのは困難だと思われる。バックアップ組織としての団体の有無が不可欠だと感じるが、支援の先行きなど、大変不安な見通しだと言わざるを得ない状況を解決するために協賛企業は多いようだが、それら企業による、組織運営自体への支援などの体制はあるか。（競技者への支援ではなく、体制づくりへの支援）</b></p> <p>企業による体制づくりへの支援は、今後期待される。日本財団パラリンピックサポートセンターの競技団体支援事業は、大きな力になっている。当スポーツ・コンプライアンス教育振興機構も、支援に努めたい。</p> <p>【回答者：副代表理事 上柳 敏郎】</p>
9	<p><b>Q.女性指導者の割合が示されていたが、指導者資格の保有者の割合を示していたものか。（講義資料に対してのご質問）</b></p> <p>日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格の有資格者のうちの、女性の割合を示したものである。</p> <p>【回答者：理事 工藤 保子】</p>

10	<p><b>Q.女性理事が少ない根底には、ジェンダーの男尊女卑の問題があるのではないか。</b></p> <p>ジェンダーとは、社会的・文化的な性差のことであるが、女性役員が少ないことの背景に、少なからずジェンダーの問題があると思われる。ただ、それが「男尊女卑」であるとは考えていない。</p> <p>そもそも近代のスポーツはオリンピックのモットーである「より速く、より高く、より強く」が表しているように、男性が優位なスポーツを中心に発展してきた歴史がある。女性がオリンピックに初めて参加できたのは、1928年、92年前の第9回アムステルダム大会の陸上の5種目からである。</p> <p>ただ、2014年にIOCが発表した「オリンピックアジェンダ2020」で男女平等がうたわれ、2016年リオ大会から、男女で参加できる競技数が28競技とはじめて同数になり、ようやく環境が整ってきた、整備されてきた状況と認識している。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：理事 工藤 保子】</p>
11	<p><b>Q.女性指導者の役割として、例えば小さい子への指導は向いていると考える。年齢別プレイヤーの指導との関連現状は、どのようになっているか。</b></p> <p>ご質問をいただいてから、「幼児への指導に女性が適している」ことの根拠になるような先行研究を調べたが、存在していない。</p> <p>さらに、日本スポーツ協会が推進している「アクティブ・チャイルド・プログラム」の中で、指導ノウハウとして書かれていることも確認したが (<a href="https://www.japan-sports.or.jp/portals/0/acp/shidousya_guidance.html">https://www.japan-sports.or.jp/portals/0/acp/shidousya_guidance.html</a>)、個性や自主性を尊重する・子ども達との信頼関係を築く・発達特性に応じた配慮などが書かれており、特に女性が向いているとの記載は見つけられなかった。</p> <p>一般的に、子育て中に小さいお子さんに関わる時間がお父さんよりもお母さんのほうが多いと思われるため、小さいお子さんへの対応には女性が良いと考えられたと思うが、スポーツ指導に関しては、そのような状況を確認するような研究や指導書などの記載は、見つけることができなかったことを、報告する。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：理事 工藤 保子】</p>
12	<p><b>Q.男女共同参画推進には賛成だが、女性登用の具体的な割合を設けた背景は何か。</b></p> <p>はじめに「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること」として、2015年に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」があり、それを受け、スポーツ庁などのスポーツ関連6団体が2017年に「ブライトン・プラス・ヘルシンキ2014宣言」に署名し、そこでは「スポーツ組織・団体における意思決定の地位における女性の割合が、2020年までに40%に引き上げられるべき」と書かれていることから、現在、スポーツ界では40%を目標値としている。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：理事 工藤 保子】</p>
13	<p><b>Q.大学の部長、監督の男女割合の調査があったが、個人的に、学生スポーツ特有のOB組織の影響もあるのではないかと考える。</b></p> <p>個人的な見解としては、OB組織の影響もあると思われる。</p> <p>そういった意味では、大学の運動部に関わるステークホルダー（利害関係者）に対しても、今後はコンプライアンス教育・研修を行っていく必要があると考える。</p> <p>組織のガバナンスやコンプライアンスを理解したうえで、組織運営にお力添えをいただく体制作りが必要だと考える。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：理事 工藤 保子】</p>
14	<p><b>Q.自身が所属しているNFでは、女性理事の登用がやっと25%になった。女子理事の登用が進んでいる好事例があればお伺いしたい。</b></p> <p>現在、直ぐにご紹介できる競技団体を把握できていないが、身近な例では、本機構の女性理事の割合は、13名中女性が5名で、38.5%を占めている。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：理事 工藤 保子】</p>
15	<p><b>Q.中高の部活への介入は現在体罰や暴力といった問題を優先しており、女子生徒アスリートへの男女差指導の普及は実現していないのか。</b></p> <p>「普及は実現しているか」と問われると、これからとの認識を持っている。勿論、これまでも女子アスリートの特性に応じた指導をされる指導者は沢山存在すると思われる。その証拠に女子・女性アスリートの活躍を目にしない日は無い。ただ、ご質問にあった部活動の指導に特化してみた場合、どのような状況なのか確認するため、以下の2競技団体の中学部活動の指導ガイドラインを見てみた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本サッカー協会「中学校部活動サッカー指導の手引き」2018年7月 <a href="https://www.jfa.jp/coach/physical_training_club_activity/guidance.html">https://www.jfa.jp/coach/physical_training_club_activity/guidance.html</a></li> <li>・日本バスケットボール協会「中学校部活動におけるバスケットボール指導の手引き」2018年10月 <a href="http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/Bukatsu-compressed_2018110.pdf">http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/Bukatsu-compressed_2018110.pdf</a></li> </ul> <p>バスケットボール協会のほうが、女子部員の人数が多いこともあり、男女の体格等の違いなどを説明する頁が割かれていた。</p> <p>サッカー協会の資料では、前提として「参加機会を広げるために、合同チーム・女子・障がいの有無にかかわらず」と明記されている。</p> <p>この2競技団体の資料からは、男女差指導までは言及していないが、男女の違いや、女子も念頭に置いて書かれていることが確認できた。</p> <p>また、私も制作に関わった事例であるが、東京都が2019年3月に「女子アスリートのコンディショニングガイド」を作成し、広く活用を促している（以下のURLからダウンロード可能）ので、参考にさせていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <a href="https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/joshi-athlete/">https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/joshi-athlete/</a></li> </ul> <p>男女差指導については、今後一層の普及の実現を願っているところである。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：理事 工藤 保子】</p>
16	<p><b>Q.「問題を起こした選手の処分」について、現在、良い取り組みをしている団体の事例などがあればご紹介いただきたい。</b></p> <p>「日本学生野球協会」の取組みが、下記の諸点から良いモデルと考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①「日本学生野球憲章」を制定して、事案処理にあたっての基本理念が示されていること。</li> <li>② 独立、公正、中立な組織として審査室を設け、処分に関わる審査決定を行っていること。</li> <li>③ 処分の手続き、処分の種類、不服申し立て等に関する情報が公開されていること。</li> <li>④ 審査結果が所属の連盟に通知されると共に、処分の結果が速やかに報道機関に公表されること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">【回答者：代表理事 武藤 芳照】</p>

17	<p><b>Q.本来は貧血対策で使用されるべき鉄剤が競技力向上（持久力向上）のために高校の長距離陸上界でも使用されているとの話を聞くことがある。禁止薬物ではないのと思うが、いまだ発達途上にある高校生の身体へ悪影響が無いのか心配である。</b></p> <p>鉄分の不足による貧血の治療として鉄剤投与が行われるのは、医学的には正しい。 しかし、健康な人に競技力向上のために鉄剤を投与する（多くは本人が知らない間に）のは、間違いである。 鉄剤の過剰な投与は害でしかない。そもそも、鉄剤投与してでも勝ちたいという考え方は、ドーピング行為にも相通ずるものであり間違いである。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：代表理事 武藤 芳照】</p>
18	<p><b>Q.幼少期の運動あそびにおいて、スポーツ・コンプライアンスは、どの程度考慮して運動あそびに関わらせればよいのか。</b></p> <p>本来、子どもの運動遊び外あそびは、楽しく面白いもの。その中で、ミニ社会を体験しつつ、心身の成長・発達を促す効果がある。皆で決めたあそびのきまり（ルール）を守り、ずるをしないことをあそびを通して学ぶことが、結果としてスポーツ・コンプライアンス教育の基盤づくりとなる。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：代表理事 武藤 芳照】</p>
19	<p><b>Q.理事や外部理事の割合には、障がい当事者の割合が定められていない。パラスポーツでは特に重要かと思われるが、どのように考えるか。</b></p> <p>スポーツ庁の中央競技団体に対するガバナンスコードには、外部理事の目標割合（25%以上）、女性理事の目標割合（40%以上）、理事任期10年及び再任回数の上限が示されているが、障がい者の理事の割合は示されていない。</p> <p>そもそも理事は、まず会員（団体や個人）から選ばれ、当然団体の主構成員である障がい者自身が選ばれりと認識している。 ただし、知的障がい者の団体については難しい状況も考えられる。この場合、選手の所属するクラブの役員や保護者などが選手の代わりに理事になっていると認識している。 また、ガバナンスコードには、アスリート委員会を設置し、アスリート（障がい者）の意見が反映されるよう示されている。 以上のことから、これからの団体運営に障がい者の意見は十分反映されてくるものと認識している。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：理事 中森 邦男】</p>
20	<p><b>Q.障がい者競技団体の場合、特定のボランティアに頼る運営で成り立っていることで、告発することが団体の存続にかかわりかねないという恐れはあるか。</b></p> <p>① 障害の程度による本人の認識の有無自分でなかなか声を上げることができないと他者が告発することの実証の難しさ ② 組織の密着度</p> <p>障がい者の競技団体の現状は、研修会で報告したとおり、まだまだ組織運営が脆弱な状況が続いている。 競技団体の役員のほとんどがボランティアで、会長、理事長や強化委員長など団体の中心となっている役員の判断や考え方で組織が運営され、選手強化が進められている。 団体によっては、会員からの代表選手及びスタッフ選考方法や周知方法、海外遠征費の選手負担などの経理関係やイベント運営などの問い合わせに対し、会員が納得できるような対応が取れていないことも予想される。 ガバナンスコードには、相談窓口及びアスリート委員会を設置するなど、会員の意見が反映されるよう示されているが、競技団体の組織運営が脆弱である現状を鑑み、JPSAは選手や関係者からの相談窓口を設置し、その対応を行っているところである。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：理事 中森 邦男】</p>
21	<p><b>Q.体罰≒暴力でありながら、あえて「体罰」という言葉がスポーツ界で多用されるのには、どのような背景があるのか。</b></p> <p>未だに体罰は技能向上や競技成績を上げるには必要と考える指導者や、体罰は悪いことと分かっているが、それしか指導方法がない人が存在しているためであると思われる。 また、教員以外でも、スポーツの指導を教育の範疇であると誤った理解をし、「体罰」は許されるものとして行使している傾向があるから、と推察される。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：事務局長・理事 櫻井 康史】</p>
22	<p><b>Q.試合に負けた後に、グラウンド10周などの行為を強いることは体罰になるか。</b></p> <p>スポーツ庁の「運動部活動の総合的なガイドライン」（平成30年3月）の中の『運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月文部科学省）』によれば、通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例として、＜バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げつけてレシーブをさせること＞を示している。 したがって、練習の目的・意味を理解させた上で行うことが必要である。単なる「バツ」として無意味に行わせれば、体罰と考えられるのではないかと。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：事務局長・理事 櫻井 康史】</p>
23	<p><b>Q.暴行の理由として多いのは何か。加害者の立場のメンタルを知りたい。</b> <b>過去に暴力行為（当時は容認されていた）を行っていた指導者へのインタビュー経験があれば、内容をお伺いしたい。</b></p> <p>過去に暴力行為を行った指導者の発言を聞く限り、現在でも、体罰はスポーツの技能向上や競技成績を上げるには必要と考える指導者や、体罰は悪いことと分かっているが、それしか指導方法を知らない人が一定数存在するのではないかとと思われる。 スポーツの目的が例えば「勝利至上主義」であったり、本来のスポーツの目的とは異なった目的に拘泥してしまうと、自らの指導方法（暴力行為）を適切に顧みることが出来ないのではないかとと思われる。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：事務局長・理事 櫻井 康史】</p>
24	<p><b>Q.(選手に対しては言うまでもないが、)コーチが、監督や理事に対し他者がいる前で暴言を吐いたり、無視や強圧的な態度を繰り返しても、問題としない方々がかかりいる。(えてして、そういう人物は選手にも同様のことをしがちである。)</b> <b>一般社会では、いわゆる逆ハラスメントやモラルハラスメントとされている行為が、スポーツ界では問題とされない。「仕方ない」と流してしまおうとする傾向があるが、一番に守られるべきは、もちろん様々な面から圧倒的に弱い立場の選手であるが、監督や理事等も同様ではないのか。</b></p> <p>全くご指摘のとおりと考える。一般の会社において問題視されているいわゆる逆ハラスメント（厚生労働省の指針にも「部下」による暴言等がパワーハラスメントに該当する旨の記載がある。）について、スポーツ界では適用がされない合理的理由はなく、同様に頂いた「コーチ」の事例もパワーハラスメントの一つとして捉えるべきであると考えている。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：事務局長・理事 櫻井 康史】</p>
25	<p><b>Q.選手と指導者が親子関係で、明らかな暴力行為があった場合は、どのように対応すればよいのか。</b></p> <p>暴力行為を行うスポーツ指導者が、選手の親である場合とそれ以外の場合において必要な対応に差はなく、毅然とした対応が必要であると解する。 (親(親権者)も懲戒権を有しているが、体罰が法令上許されないことは講義で述べたとおりである。) 暴力行為があった場合の対応は、ケースによって様々であると思われるが、所属する中央競技団体の相談窓口や、教師であれば学校・教育委員会への相談が考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：事務局長・理事 櫻井 康史】</p>

26	<p><b>Q.実際に起きている暴力・体罰行為の実例に比べ、一般に公表される事例が少ないように思うが、なかなか事例が公表されない原因には「プライバシーの課題」があるのか。</b></p> <p>選手の中には、客観的に見て暴力・体罰に該当する場合でも、それを当たり前として捉え、「被害者意識すらない」ケースや、告発した場合の不利益を考慮して言い出せないようなケースも多く、そもそも暴力・体罰行為は顕在化しにくい。</p> <p>また、被害者が自覚しても「相談窓口を知らないこと」、団体・組織によっては「相談窓口すら開設していないこと」も公表事例の少なさに繋がっているのではないかとと思われる。</p> <p>一方、プライバシーの観点は、公表する際に当然のことながら考慮しなければならないが、公表数の少なさの直接的な原因は上記の方がより強いのではないかと。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：事務局長・理事 櫻井 康史】</p>
27	<p><b>Q.「暴力に頼らない指導方法」について、これは我々指導する立場が考えなければいけないものであるが、これまでの中で何か「具体的な成功事例」等、「ものの言い方」「考え方」「指導教本」等はあるか。</b></p> <p>暴力に頼らない指導方法については、平成27年に当時の文部科学省がとりまとめた「グッドコーチに向けた『7つの提言』」を一つの契機として、様々なスポーツにおいて取り上げられ、多くの関連書籍等が発刊されている（誌面の都合から特定の書籍のご紹介はさげさせていただきます。）。</p> <p>その中では、暴力ではスポーツの技術的な能力はあがらないという指摘が数多くなされている。</p> <p>まずもって、スポーツ指導が、スポーツにおける技術力の向上にあり、ひいてはスポーツそのもののインテグリティを高めることにあることを常に意識し、選手の人格尊重や資質を優先した技術力向上のための指導方法を協議検討していく必要があると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：事務局長・理事 櫻井 康史】</p>
28	<p><b>Q.「体罰」と「容認される懲戒」の違いについて、具体例を知りたい。</b></p> <p>体罰とは、懲戒のうち、身体的な性質（殴る蹴る等の身体に対する侵害行為や正座を長時間強いる等の肉体的苦痛を与える行為）のものとしてされており、それ以外の教員の教育目的をもった懲戒行為が「容認される懲戒」となるが、体罰と対比される「容認される懲戒」とは、例えば練習をサボる生徒を叱って練習をさせたり、部の秩序を守るためグラウンドから退去させる等に限られたものとなると思われる。</p> <p>一方で、スポーツ指導においては、適切なスポーツ指導でも肉体的・精神的な負荷を与えるものもあるため、このような適切なスポーツ指導と体罰の限界が問題となるのではないかと。</p> <p>22の質問に対する回答でも述べたとおり、生徒に対しては、練習の目的・意味を理解させて上で行うことが必要であり、例えば「10週グラウンドを走る」といった行為も、生徒の持久力・精神力の向上を目的とした適正なものであれば、「適切なスポーツ指導」であるし、単なる「バツ」として無意味に行わせれば、体罰と考えられるのではないかと。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：事務局長・理事 櫻井 康史】</p>
29	<p><b>Q.大麻に走る学生は、試合に出ていない部員か、レギュラーではないと思われる。また、周囲は気付いているのではないかと。見て見ぬ振り体質があるのではないかと。</b></p> <p>日大のラグビー部は「寮」の本人の自室から大麻が発見された。</p> <p>「見て見ぬ振り」といった個々の生活態度、体質以前に、部の統治に何か大きな欠陥があったと言わざるを得ないと思う。</p> <p>レギュラーかサブか、幽霊部員かは、大麻問題と関連性があるか、または、「サブが大麻事件を起こした」「レギュラーが所持していた」といった分類が重要かどうかは考えなかった。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：業務執行理事 増島 みどり】</p>
30	<p><b>Q.現在の大麻取締法では罪に問われない？検討すると報道されているが、罰則がないのか。</b></p> <p>ご質問の意図が（罪に問われない、検討する）分からず申し訳ない。</p> <p>大麻取締法は、所持、栽培、密輸、売買を罰する。日大、摂南大の2件は所持で警察に現行犯逮捕、ほかは「情報提供」によって使用を認めたものなので刑事罰の対象にならなかった。</p> <p>東海大野球部は2人、近大サッカー部12人とも大学の調査委員会で調べた結果、退学、停学などの懲罰を科している。</p> <p>これは大学として「品位を傷付ける」などの規定に該当するかどうかの判定で、薬物に関して大学スポーツとして共有するルール、罰則は現時点ではない状態である。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：業務執行理事 増島 みどり】</p>
31	<p><b>Q.不祥事を「個人」の問題とし「連帯責任」の追求を軽視する傾向が強まり、チームや競技団体には「個人を切り捨てるガバナンス」に傾斜しているように思うが、そのことと取材されたケースの関係について感じられたことがあればお伺いしたい。</b></p> <p>大学自体の問題か、部の問題か、個人の問題か、その事案の様態によって異なり、一概には「個人を切り捨てるガバナンス」かどうか判定しにくい面がある。むしろ、スポーツ活動はどのような目標・目的、方針で行っているのかという、前提が大事だと考える。</p> <p>私は、都合のいい時は、「仲間だ、サブまでのチーム力で勝った」と言うのに対し、問題が起きると、おっしゃるように「個人の問題だ」とする対応には違和感がある。</p> <p>少し異なる例だが、高校サッカー選手権での山辺高校の飲酒問題で「飲酒をした個人に再教育を行い、チームは出場する」と、判断した学校側の会見には違和感を抱いた。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：業務執行理事 増島 みどり】</p>
32	<p><b>Q.大学生の大麻問題を改善するためには、関係機関が連携したグラスルーツ活動が必要と感じたが、どのように考えるか。</b></p> <p>ご指摘のとおり、グラスルーツにおける啓発活動がとても重要である。</p> <p>今、子どもたちがスポーツを始めても、大麻だろうがステロイドだろうが「薬物」について教えられる機会は皆無である。「スポーツをする」というと勝利のみが目標になる。</p> <p>しかし、スポーツには何より知識が必要で、義務や責任が伴うかについても同時に伝えるように「草の根」が広く、強く張り巡らされる状態を、指導者は提供しなくてはならないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【回答者：業務執行理事 増島 みどり】</p>

\* 各回答者より得た回答内容については、全体の表現上の統一のため、一部修正を行っておりますことをご了承ください。